

○柏市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業人員設備運営等基準規則

平成28年2月1日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6の規定により訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営並びに訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び訪問型サービスAに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものをいう。
- (2) 通所介護相当サービス 第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものをいう。
- (3) 訪問型サービスA 第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第2号に規定する基準に従うものをいう。
- (4) 利用料 第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 第1号事業支給費用基準額 省令第140条の63の2第1項第3号に定めるところにより算定した費用の額(当該額が現に同号に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (7) 常勤換算方法 事業所の従事者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

(令3規則31・一部改正)

(事業の一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った第1号事業のサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者又は従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、第1号事業のサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令3規則31・一部改正)

(暴力団の排除)

第4条 指定事業者(法人であるものに限る。)の役員及びその事業所を管理する者は、暴力団員等(柏市暴力団排除条例(平成24年柏市条例第4号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。次項において同じ。)であってはならない。

- 2 指定事業者(法人であるものを除く。)及び当該指定事業者の事業所を管理する者は、暴力団員等であってはならない。

(休廃止の届出等)

第5条 指定事業者は、第1号事業の廃止又は休止をしようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止又は休止をしようとする年月日
- (2) 廃止又は休止をしようとする理由
- (3) 現に第1号事業のサービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止をしようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 指定事業者は、前項の規定による第1号事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に第1号事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後において

も引き続き第1号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な第1号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第1号介護予防支援事業の実施者、他の第1号事業の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- 3 訪問介護相当サービスの事業を行う者(以下「訪問介護相当サービス事業者」という。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地
 - (2) 訪問介護相当サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 訪問介護相当サービス事業者の登記事項証明書
 - (4) 事業所の平面図
 - (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに訪問介護相当サービスの提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - (6) 運営規程
- 4 通所介護相当サービスの事業を行う者(以下「通所介護相当サービス事業者」という。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地
 - (2) 通所介護相当サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 通所介護相当サービス事業者の登記事項証明書
 - (4) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の平面図(当該事業所の各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
 - (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - (6) 運営規程
- 5 訪問型サービスAの事業を行う者(以下「訪問型サービスA事業者」という。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地
 - (2) 訪問型サービスA事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 訪問型サービスA事業者の登記事項証明書
 - (4) 事業所の平面図
 - (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに第8条第2項に規定するサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - (6) 運営規程
- 6 前3項の規定による届出であって、管理者の変更又は指定事業者の代表者の変更に伴うものは、誓約書を添付して行わなければならない。
- 7 指定事業者は、休止をした第1号事業の再開をしたときは、再開した日から10日以内に、再開をした年月日を市長に届け出なければならない。
(平30規則79・一部改正)
(サービス提供責任者の責務)

第5条の2 訪問介護相当サービスを行う事業所のサービス提供責任者は、[法第115条の45第1項第2号](#)に該当する事業を行う事業者(以下「介護予防支援事業者」という。)、第1号介護予防支援事業を行う事業者(以下「第1号介護予防支援事業者」という。)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「介護予防支援事業者等」という。)に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報を提供する業務を行うものとする。

(平30規則79・追加)

(不当な働きかけの禁止)

第5条の3 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアプラン(省令第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。)の作成又は変更に関し、介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第2条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)又は第1号介護予防支援事業を行う事業所の介護支援専門員に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(平30規則79・追加、令3規則31・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第5条の4 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3規則31・追加)

(業務継続計画の策定等)

第5条の5 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令3規則31・追加)

(衛生管理等)

第5条の6 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令3規則31・追加)

(掲示)

第5条の7 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(令3規則31・追加)

(地域との連携等)

第5条の8 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(令3規則31・追加)

(虐待の防止)

第5条の9 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、[次の各号](#)に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) [前3号](#)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3規則31・追加)

(電磁的記録等)

第5条の10 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(令3規則31・追加)

(認知症介護に係る基礎的な研修)

第5条の11 通所介護相当サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、[法第8条第2項](#)に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(令3規則31・追加)

(非常災害対策)

第5条の12 通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、[前項](#)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(令3規則31・追加)

(地域との交流)

第5条の13 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(令3規則31・追加)

(訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの基準)

第6条 [第3条](#)から[第5条の10](#)までに定めるもののほか、訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びに訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、[介護保険法施行規則](#)等の一部を改正する[省令](#)の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年柏市条例第7号。以下「整備条例」という。)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する[柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例\(平成24年柏市条例第51号\)第4条](#)の規定により適用する[介護保険法施行規則](#)等の一部を改正する[省令](#)(平成27年厚生労働省令第4号)の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)第4条から第40条まで(当該旧指定介護予防サービス等基準第30条及び第37条第2項を除く。)及び整備条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第3条の規定による改正前の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「旧介護予防条例」という。)第6条に規定する基準の例による。この場合において、これらの基準中「介護予防訪問介護」とあるのは、「訪問介護相当サービス」と読み替えるほか必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

- 2 第3条から第5条まで及び第5条の4から前条までに定めるもののほか、通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びに通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、整備条例附則第7条第1項の規定により読み替えて適用する柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例第4条の規定により適用する旧指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第15条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第16条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第17条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第19条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第21条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第23条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第24条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第31条から第33条まで(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第34条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第34条の2(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第36条(当該旧指定介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)及び第96条から第111条まで(当該旧指定介護予防サービス等基準第104条、第105条第2項及び第106条第2項を除く。)並びに整備条例附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防条例第13条に規定する基準の例による。この場合において、これらの基準中「介護予防通所介護」とあるのは、「通所介護相当サービス」と読み替えるほか必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(平30規則79・令3規則31・一部改正)

(訪問型サービスAの基本方針)

- 第7条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理その他の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

- 第8条 訪問型サービスA事業者が訪問型サービスAの事業を行う事業所(第44条を除き、以下「訪問型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従事者(訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士若しくは法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修の受講者をいう。以下同じ。)の員数は、当該訪問型サービスAの事業を適切に行うために必要と認められる員数とする。
- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、従事者のうちから、訪問事業責任者又はサービス提供責任者を置かなければならない。
- 3 前項の訪問事業責任者の必要数は、利用者の数に応じて必要と認められる数とする。
- 4 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第2項の訪問事業責任者は、専ら訪問型サービスAに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第2項のサービス提供責任者の必要数は、利用者(訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))又は訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。))又は訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービスA、指定訪問介護又は訪問介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。))の数が40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 7 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 8 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問型サービスAに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項)に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 9 第6項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問型サービスA事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該訪問型サービスA事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 10 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 11 訪問型サービスA事業者が訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第6条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平30規則79・一部改正)

(管理者)

第9条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第10条 訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 3 訪問型サービスA事業者が訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第6条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平30規則79・一部改正)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、第29条に規定する重要事項に関する運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、利用申込者又は当該利用申込者の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織(訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は当該利用申込者の家族の閲覧に供し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重

要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又は当該利用申込者の家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービスA事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく訪問型サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者への連絡、適当な他の訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(平30規則79・一部改正)

(受給資格等の確認)

第14条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者に係る判断(被保険者が省令第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当するかどうかの判断をいう。以下同じ。)の有無を確かめるものとする。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見を考慮して、訪問型サービスAを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第15条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者に係る判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者に係る判断に係る相談が既に行われているかどうかを確認し、申請又は相談が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は当該相談が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業(当該事業に相当する事業を含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている当該要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等基準第30条第9号に規定するサービス担当者会議又は第1号介護予防支援事業者が介護予防ケアプランの作成のために行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、当該利用者の生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(平30規則79・一部改正)

(介護予防支援事業者等との連携)

第17条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平30規則79・一部改正)

(介護予防サービス費等の支給を受けるための援助)

- 第18条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないとき又は訪問型サービスAの事業の対象者に係る判断を受けていないときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成を介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者へ依頼する旨を市長に届け出ること、介護予防サービス費又は第1号事業支給費の支給を受けることができる旨の説明、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他介護予防サービス費又は第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(平30規則79・一部改正)

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

- 第19条 訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は当該介護予防ケアプランに沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(平30規則79・一部改正)

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

- 第20条 訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

- 第21条 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業者の従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は当該利用者の家族から求められたときは、当該身分を証する書類を提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第22条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画、介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第23条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額から当該訪問型サービスA事業者へ支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 訪問型サービスA事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は当該利用者の家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

- 第24条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第25条 訪問型サービスA事業者は、従事者に、当該従事者の同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第26条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態になったと認められるとき、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第27条 従事者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第28条 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の従事者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の従事者に第7条から第43条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

3 訪問事業責任者(第8条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)又はサービス提供責任者(第8条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 訪問型サービスAの利用申込みに係る調整業務

(2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握する業務

(3) サービス担当者会議への出席及び介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者との連携に関する業務

(4) 従事者(訪問事業責任者又はサービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助の目標及び援助の内容の指示及び利用者の状況についての情報の伝達業務

(5) 従事者の業務の実施状況を把握する業務

(6) 従事者の業務管理に関する業務

(7) 従事者に対する研修、技術指導等に関する業務

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務

(平30規則79・令3規則31・一部改正)

(運営規程)

第29条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従事者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 訪問型サービスAの実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第30条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供できるよう、訪問型サービスA事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、当該訪問型サービスA事業所の従事者によって訪問型サービスAを提供しなければならない。

(衛生管理等)

第31条 訪問型サービスA事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

第32条 削除

(令3規則31)

(秘密保持等)

第33条 訪問型サービスA事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は当該利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は当該利用者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第34条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所に関する広告を掲載する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第35条 訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者又は当該介護予防支援事業者の従事者に対し、利用者に対し、他の訪問型サービスA事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及び当該利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、[前項](#)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、本市からの求めがあった場合には、[前項](#)の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会([国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)第45条第5項](#))に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 訪問型サービスA事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、[前項](#)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第37条 訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者及び第1号介護予防支援事業者と連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、[前項](#)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第39条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 訪問型サービスA事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。
 - (1) 訪問型サービスA計画(訪問型サービスA計画を作成した場合に限る。)
 - (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第26条に規定する本市への通知に係る記録
 - (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 従事者の勤務の記録
 (訪問型サービスAの基本取扱方針)

第41条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、計画的に行われなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要支援状態又は要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 4 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第42条 従事者の行う訪問型サービスAの方針は、第7条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

- (1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境を考慮し、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 訪問事業責任者又はサービス提供責任者は、必要に応じて、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。
 - (3) 前号の訪問型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は当該介護予防ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 訪問事業責任者又はサービス提供責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - (5) 訪問事業責任者又はサービス提供責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン(訪問型サービスA計画が作成されている場合は、当該訪問型サービスA計画)に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は当該利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (8) 訪問事業責任者又はサービス提供責任者は、訪問型サービスA計画を作成した場合には、適宜、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問型サービスA計画の変更を行うものとする。
 - (9) 第1号から第7号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。
- (訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第43条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

- (2) 訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(平30規則79・一部改正)

(準用)

第43条の2 第5条の2から第5条の10までの規定は、訪問型サービスA事業者について準用する。

(令3規則31・追加)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第44条 本市の区域外にある事業所に係る事業の人員、設備及び運営等に関する基準については、市長が必要と認める場合には、第3条から前条までの規定にかかわらず、当該事業所の所在地の市町村(特別区を含む。)が定めるところによることができる。

(補則)

第45条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第5条の5、第5条の6及び第5条の9(改正後の第43条の2において準用する場合を含む。)並びに第5条の11の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。